

平成17年度日本・カナダ女性研究者交流事業 実施要綱

平成17年10月27日
日本学術会議事務局

1. 目的

本事業は、日・カナダ両国の優れた女性研究者の相互訪問を通じて、幅広く科学技術・学術分野における女性の活躍を促進することを目的とする。

2. 事業の内容

- (1) 当該女性研究者は相手国の大学や研究機関等を訪問し、専門分野における最近の研究動向等について情報交換する。
- (2) 初等中等教育段階の学校（小学校、中学校、高校）を訪問し、自らの研究活動や研究者としての経験について紹介しつつ、生徒との交流を行う。
- (3) 帰国後報告会を設け、両国の研究環境や教育環境の違い、双方の優れた点や検討すべき点等について、直に触れることにより得た知見を報告する。

3. 実施計画

17年度は、カナダ側からの派遣の受け入れ及び日本からカナダへの女性研究者の派遣を行う。

カナダ側から派遣受け入れ（2名）	1月～3月頃予定
日本からカナダへの派遣（2名）	1月～3月頃予定

4. 実施体制

(1) 実施体制

日本とカナダが共同で実施。

日本側：日本学術会議、文部科学省

カナダ側：在京カナダ大使館、カナダ王立協会、カナダ保健研究機構、カナダ自然科学・工学研究審議会

(2) 事務分担

カナダ側からの派遣者	：旅費	カナダが負担
	滞在費	文部科学省が負担
	受入事務	日本学術会議

日本からカナダへの派遣	：旅費・滞在費	カナダが負担
	受入事務	カナダ王立協会

(3) 日本学術会議の役割分担

受け入れ事務全般（訪問先の選定、訪問日程等の調整、訪問者の宿泊の手配等）を担当する。

(4) 日本学術会議内の事務

国際委員会の下に日本・カナダ女性研究者交流分科会（以下、日カナダ交流分科会）を設け、当分科会において当該事業の実施に係る企画・調整等を行う。

5. 派遣者の選定

公募制。ホームページ上で募集。日カナダ交流分科会による審査の上、2名の派遣者を選定。（募集要項等の詳細については、関係機関と協議の上、別途定める）

6. その他

日本学術会議における本事業の庶務は、日本学術会議事務局各課・参事官の協力を得て、参事官（国際担当）において処理する。